

著作権譲渡契約書（買取型）

●●●●（以下「甲」という）と■■■■（以下「乙」という）とは別紙目録1記載の著作物（以下「本著作物」という）の著作権譲渡に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（著作権の譲渡）

甲は乙に対し、本著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む）を譲渡する。

第2条（著作者人格権）

甲は、本著作物について、乙並びに乙より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

第3条（保証）

1. 甲は乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。
2. 万一本著作物について第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて、甲の責任と負担においてこれを処理し、乙には一切迷惑、損害をかけないものとする。

第4条（本著作物の納入）

1. 甲は乙に対し、本著作物を別紙目録2記載の方法により、別紙目録3記載の日時まで別紙目録4記載の場所に納入する。
2. 前項の規定により乙に納入された本著作物の収録媒体（以下、「収録媒体」という。）の所有権及び危険は、納入時に乙に移転するものとする。
3. 納入された収録媒体に瑕疵が発見された場合には、甲は、乙の選択に従い、甲の費用をもって、速やかに、瑕疵のないものとの交換、瑕疵の修補、または瑕疵の程度に応じた代金の減額に応じるものとする。

第5条（対価）

1. 乙は甲に対し、本著作物の著作権の譲渡、その他本契約に基づく一切の対価として、別紙目録5記載の金額・支払方法による金員（消費税別）の支払を行う。
2. 前項の代金は、甲が指定する別紙目録5記載の口座に振込支払するものとする（振込手数料は甲の負担とする）。なお、甲が、同目録記載の支払先を変更する場合は、遅滞なく書面をもって乙に通知するものとする。

第6条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について甲乙解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

第7条（管轄）

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、両者署名または記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月

日

甲 ●●●●

乙 ■■■■

目録

- 1 著作物 _____
- 2 納入方法
(収録媒体)
- 3 納入日時 年 月 日まで
- 4 納入場所 _____
- 5 金額 金 _____ 円
 支払期日 年 月 日まで
 支払先 下記の金融機関口座
 金融機関の名称 〇〇銀行 支店名 ××支店
 預金種類 普通口座 口座番号 1234567
 口座名義 △△△△